

# 福岡県公報

平成二十一年一月二十一日  
第二千九百二十一号  
増刊  
①

## 目次

告示

福岡県職員住宅貸付要綱の一部を改正する告示 (総務事務センター) ……

訓令 (第一号・第二号)

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

(消防防災課) ……

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県石油コンビナート等防災本部の本部員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令 (消防防災課) ……

## 告示

福岡県告示第百二十二号

福岡県職員住宅貸付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年一月二十一日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県職員住宅貸付要綱の一部を改正する告示

福岡県職員住宅貸付要綱(昭和三十九年五月福岡県告示第四百九号)の一部を次のように改正する。

第十条中「の知事が別に定めるところによる」を「ただし書の別に定める」に改め、「期間は、」の下に「同項各号に掲げる事由のいずれかに該当することとなった日から」を加え、同条に次のただし書を加える。

ただし、同項第五号に規定する請求が平成二十三年三月三十一日までにされた場合

にあつては、当該請求の日の属する年度の翌年度の末日までとする。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

## 訓令

福岡県訓令第1号

本庁

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年一月二十一日

福岡県知事 麻生 渡

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県防災会議の委員及び幹事の指名等に関する規程(昭和四十二年六月福岡県訓令第十三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「企画振興部長 保健福祉部長 環境部長 生活労働部長 商工部長 農政部長 水産林務部長 土木部長」を「企画・地域振興部長 新社会推進部長 保健医療介護部長 福祉労働部長 環境部長 商工部長 農林水産部長 県土整備部長」に改める。

第三条第一項の表を次のように改める。

部名	職名
総務部	総務部次長 人事課長 財政課長 消防防災課長
企画・地域振興部	企画・地域振興部次長
新社会推進部	新社会推進部次長
保健医療介護部	保健医療介護部次長
福祉労働部	福祉労働部次長
環境部	環境部次長

商工部	商工部次長
農林水産部	農林水産部次長 農村整備課長
県土整備部	県土整備部次長 河川課長
建築都市部	建築都市部次長

附則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県訓令第二号

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県石油コンビナート等防災本部の本部員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十一年一月二十一日

福岡県知事 麻生 渡

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県石油コンビナート等防災本部の本部員及び幹事の指名等に関する規程の一部を改正する訓令

知事が部内の職員のうちから指名し、又は任命する福岡県石油コンビナート等防災本部の本部員及び幹事の指名等に関する規程（昭和五十一年十二月福岡県訓令第十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「保健福祉部長 環境部長 生活労働部長 商工部長 水産林務部長 土木部長」を「保健医療介護部長 福祉労働部長 環境部長 商工部長 農林水産部長 県土整備部長」に改める。

第二条第一項の表を次のように改める。

部名	局名	職名
総務部		消防防災課長
保健医療介護部		薬務課長
福祉労働部		福祉総務課長
"	労働局	労働政策課長
環境部		環境保全課長

商工部		工業保安課長
農林水産部	水産局	水産振興課長
県土整備部		港湾課長
建築都市部		公園街路課長

付則

この訓令は、公布の日から施行する。

定価 一箇月、三五〇円（税込・郵便料別）